

(第 17 号議案)

「公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例」の制定について

平成 25 年度より特別区から「一般社団法人地方税電子化協議会」へ 1 名の職員派遣を行っており、特別区において協議した結果、平成 29 年度より 2 年間、中野区より職員派遣を行うこととなったことから、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号。以下「法」という。）に基づき、当該派遣に係る条例を定める。

1 概要

(1) 派遣先を、一般社団法人地方税電子化協議会とする。

法人の目的：地方公共団体の相互協力を基本理念として地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、地方税務行政の高度化及び効率化に寄与する。 所在地：千代田区永田町 1-11-32 全国町村会館西館
--

(2) 派遣期間中及び派遣後の勤務条件等について、法に基づき条例で定めることとされている事項について規定する。

派遣期間中の身分：中野区職員の職は保有するが職務に従事しない。 派遣期間中の給与：派遣先団体で支給 職務内容：地方税の申告、申請、届出及び納税手続きシステムの開発、運営事務
--

2 派遣予定職員

1 名

3 派遣期間（予定）

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日